

朝倉市請負工事検査基準

(目的)

第1条 朝倉市請負工事検査基準（以下「検査基準」という。）は、朝倉市請負工事検査規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、朝倉市が発注する請負工事の検査に必要な基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この検査基準は、朝倉市において契約した各種工事の全てに適用する。

(検査内容)

第3条 規程第6条に規定する検査は、当該工事の目的物を対象として、契約書、設計書、仕様書、図面及びその他の関係書類に基づき、次に掲げる事項に準拠して実施し、工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて、その合否の判定を行うものとする。ただし、検査員が特に必要と認めた場合は、検査項目以外の事項を指定して検査することができるものとする。

- (1) 福岡県土木工事検査基準
- (2) 福岡県農業土木工事検査基準
- (3) 福岡県土木工事共通仕様書
- (4) 土木工事施工管理の手引き（福岡県）
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (8) 公共木造工事標準仕様書
- (9) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (10) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (11) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (12) 建築物解体工事共通仕様書
- (13) その他関係工事共通仕様書等

(準拠項目)

第4条 この検査基準に定められていないものについては、当該工事仕様書、日本産業規格、日本水道協会等基準及び各工法の指針等に準拠するものとする。

(検査の方法)

第5条 検査員は、検査を実施するに当たっては、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 観察による判定
- (2) 実測による判定
- (3) 照合による判定
- (4) 資料による判定
- (5) 機械等の機能上の確認

(工事施工状況の検査)

第6条 工事施工状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）と契約図書を比較し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第7条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形及び写真等により当該出来形の合否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

(品質の検査)

第8条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形及び写真等により当該出来形の合否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

(出来栄えの検査)

第9条 出来栄えの検査は、仕上げの状態、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視や観察により行うものとする。

(検査のための準備)

第10条 検査員等は、検査を実施するに当たっては、請負者に検査に必要な書類及び器具類等を準備させるものとする。

2 工事に係る検査においては、工事完成区間には必ず測点、距離及び構造物の各種寸法をペイント等で明示させるものとする。

附 則

この検査基準は、令和5年5月1日から適用する。

別表（第6条関係）

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約図書等の 履行状況	契約書、仕様書、施工 計画書、各種承認願、 工事打合簿その他関係 書類	指示、承諾、協議事項等の処理 内容、支給材料、貸与品及び工 事発生品の処理状況その他契約 書等の履行状況
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合 簿その他関係書類	施工方法及び手戻りに対する処 理状況及び現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合 簿その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、安全管理写 真その他関係書類	安全管理状況及び交通処理状況 並びに措置内容、関係法令の遵 守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体系 図、施工体制台帳その 他関係書類	適正な施工体制の確保状況